

総調001	項目名	有線テレビジョン放送施設管理費	
予算書項目	有線テレビジョン放送施設管理費	ページ	17
年度	H27		
所属名	総務部総務調整監 情報政策課		
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】情報政策係 0857-20-3871		
款 総務費	【9次総の施策体系】5301		
項 総務管理費	【事業の経過及び背景】		
目 企画費	本市が日本海ケーブルネットワーク（NCN）と共用する伝送路のうち鳥取市徳尾の民地内に設置されたNCN柱について、改めて県河川占用許可が必要であることが判明したが、現状の設置状態では許可が出せないため、是正するよう要請があったことから伝送路のルート変更を行う必要が生じたもの。		
(単位:千円)	【事業の目的及び効果】		
補正前額	99,148	本市が所有する有線テレビジョン放送施設の適正な運営と維持管理を確保しようとするものである。	
要求額	2,033	【事業の内容】	
総務部長段階査定額	2,022	(1) 支障移設工事はNCNが主体的に実施し、鳥取市は相当分の負担を行う。 本市の負担率：工事材料費、労務費（芯数割 144/200） 共通経費、諸経費（1/2）	
市長段階査定額	2,022	(2) 管路使用料の支払い	
区分	補正額	【事業の内訳】	
財源内訳		分担金 0	
国・県支出金	0	負担金 0	
地方債	0	使用料 0	
その他	0	手数料 0	
一般財源	2,022	財産収入 0	
計	2,022	寄付金 0	
		繰入金 0	
		雑収入 0	
		その他 0	
行財政改革課処理欄			

総調002	項目名	ふるさと納税推進事業費	
予算書項目	税務事務費	ページ	19
年度	H27		
所属名	総務部総務調整監 市民税課		
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】税制係 0857-20-3411		
款 総務費	【9次総の施策体系】0202		
項 徴税費	【事業の経過及び背景】		
目 税務総務費	「ふるさと納税」制度は、都市部と地方の税収格差を是正することを目的に平成20年度から導入された制度。納税者がふるさとや応援したい自治体に寄附することで個人住民税から寄附金の一部が控除される。		
(単位:千円)	【事業の目的及び効果】		
補正前額	116,335	平成27年度税制改正により、「ふるさと納税」制度による寄附金控除額が約2倍になり、全国的に注目を浴びる状況となるなか、「ふるさと納税」制度のPRと制度を利用した本市への寄附者及び寄附金額の増加を図るため、申込の9割を占めるウェブ上で広告を行うことにより平成26年度を上回る寄附金額及び件数の確保を行う。	
要求額	5,314	また、ふるさとプレゼントとして提供している『とっとり市（いち）』のポイントコード導入に対応するためのシステム改修を行い、ポイント付与までの時間短縮等、利便性を向上させるとともに、前述のウェブ広告を通じて『とっとり市（いち）』のPRを併せて行い、相乗効果による利用者増を図っていく。	
総務部長段階査定額	5,314	【事業の内容・実績】	
市長段階査定額	5,314	＜ふるさと納税による寄附件数及び寄附金額＞	
区分	補正額	平成22年度 222件 11,675千円	
財源内訳		平成23年度 391件 13,423千円	
国・県支出金	0	平成24年度 607件 12,125千円	
地方債	0	平成25年度 7,576件 128,720千円	
その他	0	平成26年度 12,218件 241,918千円	
一般財源	5,314	平成27年度 13,000件 247,000千円（見込）	
計	5,314		
行財政改革課処理欄			

総調003	項目名	賦課徴収費
-------	-----	-------

予算書項目	徴収事務費	ページ	19
-------	-------	-----	----

所属名	総務部総務調整監 徴収課
-----	-----------------

年度	H27
----	-----

会計名	
一般会計	
款	総務費
項	徴収費
目	賦課徴収費

(単位:千円)

補正前額	26,915
------	--------

要求額	324
-----	-----

総務部長段階査定額	324
-----------	-----

市長段階査定額	324
---------	-----

区分	補正額
財源内訳	
国・県支出金	0
地方債	0
その他	0
一般財源	324
計	324

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

行財政改革課処理欄

### 事業の概要

【問合せ先】管理係 0857-20-3432

【9次総の施策体系】0202

【事業の経過及び背景】  
本市の行った差押処分に対する異議申立が棄却及び却下決定されたことを不服とし、本市を被告としてその取消しを求める訴訟が鳥取地方裁判所に提起された。

【事業の目的及び効果】  
裁判において原告の請求は棄却され、本市の処分は適法と認められる判決が確定した。

【事業の内容】  
判決の確定に伴い、弁護士への報酬金を計上する。

補正額 委託料 324千円 (内消費税24千円)